

「環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針(案)」に対する意見の概要と意見に対する考え方(案)

No.	項目	意見の概要	対応	意見に対する考え方
1	電子縦覧について	①インターネットによるアセス図書の電子縦覧は歓迎したい。(2件)	原案どおり	環境影響評価条例の見直しの方向性に賛成の御意見と理解します。
2		②千葉県環境保全課のアセス関連HPからアセス図書がダウンロードできるようにはなっておらず、他自治体と比べても環境情報の提供が見劣りする。今回の条例改正に合わせて、千葉県環境保全課のアセス関連HPの充実をお願いしたい。(1件)	原案どおり (運用上で対応するもの)	御要望のとおり環境影響評価関連ホームページの充実に努めてまいります。
3		③これまでのアセス図書も記録として整備していくことを要望します。(2件)	原案どおり	電子縦覧については、著作権等の配慮等が必要なため、手続き完了後の案件の電子縦覧は難しいと考えております。 なお、施行規則において、縦覧期間満了後もアセス図書の写しを求めに応じて閲覧に供することができる規定をすでに設けております。
4	事後調査報告書について	①事後調査報告書の提出時期は工事完了時に提出となっています。現状では、千葉県は工事影響が最大時期に調査し、適宜報告としています。問題が発生したまさにその時期に是正措置を取ることが可能で大切です。工事完了後でなく工事影響が最大時に適宜とすべきではないでしょうか。(2件)	原案どおり	環境影響評価法の手続きが事後調査の報告は工事完了時と規定しております。 また、市条例の報告書(工事編)については、工事の影響が最大となる時に調査することを技術指針において規定しており、工事中に講じた環境保全措置の効果を確認し、それを報告書に含めることを想定していることから、工事編については工事完了時に提出することとしております。 なお、調査時に結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合等においては、事後調査報告書とは別途迅速な連絡を行うことを技術指針に規定しておりますので、問題が発生した際にも対応可能と考えております。
5		②工事期間が長期に及ぶ場合、事後調査結果を一定期間ごとに定期的に報告する規定を設けることが必要だと考えます。(1件)	原案どおり	準備書において監視計画を定める際に、中間報告を求めることにより対応可能と考えております。 また、条例第42条第3項において「工事着手後に環境の状況の変化その他の事情により必要と認めるときは、事業者に対し補充調査を実施し、報告書を提出するよう指示することができる」と定めており、この規定でも対応可能と考えております。
6		③完成後供用までに期間がある場合や一部だけ供用し、他は供用までに期間がある場合、その間の環境影響を調査・報告する規定を設けることが必要だと考えます。(1件)	原案どおり	

No.	項目	意見の概要	対応	意見に対する考え方
7	事後調査報告書について	④事後調査報告書は「事業終了後すみやかに」とありますが、完了後の報告は、完了後何日以内という規定がありません。完了後何日かの規定を盛り込んでください。(1件)	原案どおり	事業により調査項目や環境保全措置等がそれぞれが異なることから、一律、期日を指定することは適当ではないと考え、「速やかに提出すること」と規定することとしております。
8		⑤供用時の事後調査報告書を提出することを引き続き規定することは支持する。(1件)	原案どおり	環境影響評価条例の見直しの方向性に賛成の御意見と理解します。
9		⑥事後調査結果報告に関して、事業者には報告させるだけでなく、その結果について積極的に審査会を活用していただきたいと思います。審査により問題が指摘された際は追加調査を行うことを加えてください。(1件)	原案どおり (現行の条例で規定済み)	すでに同様の規定が条例第42条に定られております。
10	計画段階配慮書について	①環境配慮に関する手続きの創設が盛り込まれたのは一歩前進ですが、要綱制定ではなく条例に盛り込むべきではないでしょうか。 現在本市では要綱の多くはインターネットで見ることができません。市民に広く周知していくという意味でも、公開される条例に盛り込んでいただきたいと思います。どうしても無理な場合は、要綱を公開してください。(1件)	原案どおり	計画段階配慮手続きは、市事業を対象とした制度のため、内部規定として要綱で制定することとしています。 要綱については、HPで公開してまいります。
11		②計画段階配慮書についても説明会の開催を盛り込んでください。(2件)	原案どおり	環境影響評価法においても、配慮書手続に説明会の開催の規定がないことや、配慮書の調査方法が既存資料を原則とし、その調査結果を整理したものであることから、他の環境影響評価図書と比較して内容も簡易で分量も少なくなると想定しているため、説明会の開催を盛り込むことは考えておりません。 なお、環境の保全の見地から意見等を提出する機会を別途設けておりますので、双方向のコミュニケーションを図ることは可能であり、環境影響評価制度の主旨を損なうことはないと考えております。
12		③千葉県では、配慮書の対象事業は、民間は任意とし、千葉市の事業に限っています。 配慮書の第一の目的は、重大な影響を早い段階で回避して環境リスクを軽減するのが目的です。早い段階で環境リスクを軽減できれば事業者にとってのメリットにもなるはず。今後本市では、生物多様性戦略の策定も視野に入れており、その保全をはかる上では必要な手続きではないでしょうか。(2件)	原案どおり	千葉県の計画段階環境影響評価実施要綱においても、県事業のみを対象としており、地域間の整合性を図る観点から市事業を対象としております。 また、民間事業者については、自主的に取り組むことが可能な規定を盛り込むこととしております。 今後、市事業及び他都市等での計画段階配慮手続の知見を蓄積し、運用実績の積み重ねを通じて、民間事業者を対象にするかどうかを検討してまいります。

No.	項目	意見の概要	対応	意見に対する考え方
13	その他	①今回のアセス条例改正に合わせて、ミニアセスを実施する事業者を千葉市として支援するような条項の追加を希望する。(2件)	その他	ミニアセスの支援については、現在、考えてはおりませんが、今後の国等の動向について注視してまいります。
14		②自主アセスを支援する上で、技術的支援の他に、インセンティブとして、アセス費用の補助金、税制上の優遇措置、環境認証制度など、アセスを行うことが事業者のCSRやメリットになることについても合わせて検討してほしい。(1件)	その他	
15		③アセス規模用件の引き下げや対象事業の増の検討が必要である。このことにより、アセスが増えて、市民にとって身近なものになることが期待できる。(1件)	その他	これまで環境影響評価法の対象規模以下の事業や対象外の業種を、条例で補完し、環境影響の回避及び低減に努めてまいりました。 今後、本市の環境状況、地域の自然的社会的特性及び社会情勢の動向を勘案し、必要に応じて対象規模や対象業種の見直しを検討してまいります。
16		④千葉市では高層建物や大規模建築物の建設がアセスの対象になっていない。都市部において、高層建物の建設は、風、交通など市民生活に影響を及ぼすため、アセスが必要である。 また、不動産事業者にとっても、リスク回避と着実な事業推進上のメリットがある。 千葉市においては、高層建物：高さ(例100m以上)、大規模建築物：延べ床面積(例5万㎡以上)については、アセスの対象となるようにする必要がある。(1件)	その他	平成25年6月11日から近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く本市の約74%の地域に高さ制限(内陸部：20m、臨海部：31m、第一種及び第二種低層住居専用地域：10m*)が設けられております。 今後、本市の実情等を勘案し、必要に応じて対象事業の見直しを検討してまいります。
17		⑤原発事故以降、環境中の放射能汚染が危惧されており、今後数10年は続くものと思われます。アセスの評価項目に放射能を加えていただきたいと思います。(1件)	その他	「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」第4条において、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染について除外規定を定めている環境影響評価法第52条第1項が削除され、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、国の動向をふまえ本市条例第59条第1項の取り扱いについて検討してまいります。